



日本共産党市会議員

2016年12月14日

庄本けんじ

携帯 090-6665-9401

議員控え室 0798-35-3368

活動ニュース

開発規制の在り方が問われる

高塚町の大規模開発計画から見えてくるもの

12月7日、西宮の12月市議会で一般質問に立ちました。私が、今回取り上げたテーマは、開発規制の在り方について、でした。

開発は、住環境や自然環境を破壊するという開発の根本問題とあわせ、工事中や開発後の土砂災害、水害などの問題をしばしば引き起こします。当然のことながら、行政にはさまざまな環境を保全する重責があります。当然、住民としては行政が、開発に対して、しかるべき規制をかけ、指導すべきものだ、と誰もが思います。安全確保についても、行政には絶対的な責務がありますから、工事にともなう住民の不安を払拭する、それ相当の努力が行政に求められます。

そのことを念頭に置き、高塚町の大規模（4haの山を削る）開発計画で問われるいくつかの問題をつうじ、開発規制の在り方について、問いました。



12月7日、一般質問に立つ庄本けんじ

防災と安全確保は行政の絶対的責務～そのために許可の権限がある

周辺住民の人たちから高塚山と呼ばれ、親しまれているこの山は、急な斜面が迫っています。豊かに緑をたくわえている樹木を伐採し、山を平らにしてしまうこの開発は、安全対策をないがしろにした手抜き工事が行われると、土砂災害を引き起こします。また、樹木がすっかり伐採されて宅地となったあと、緑に覆われた4haの土地に降り注いだ雨水の処理対策に不備があれば、直近の深谷町や、大谷町にある水害対策用として上流地域から集中する雨水をいったん大量にためておくための皿池公園の貯水能力を超えて、水があふれだし、浸水の被害をもたらすことになります。

そのことを指摘したうえで、防災と安全に関してどのように対応しているかをたずねました。当局の答弁は、防災、安全管理は、許可条件としているとの趣旨の答弁でした。その答弁に対して、私は、工法、工事内容をすべてチェックすることになっているのか、ということを知りました。そのやりとりのなかで、日本一厳しくやっていると当局が答弁するので、私は、かさねて、防災と安全に関しては、絶対性が求められることを強調し、許可を与えるということは安全を保証することになるので、精いっぱいやっているといっても、そこで穴が開いたらアウトだ、絶対安全という立場で業者を指導するよう強く求めました。

そして、安全に関して、行政には、許可を与える立場にあることからいえば、行政自身が住民に対して説明する責任があると思うが、どうか、との問いを投げかけました。当局は、住民説明は、許可条件ではないが、住民から説明を求められたら、説明はする、と答弁しました。

当局の立場は、説明責任は第一義的には業者にある、との立場です。しかし、安全確認をしたうえで許可を与える立場にある行政は、当然、絶対的な説明責任があるということを確認しておきたいと思います。

「住民の声を聞いて！」の請願や陳情も踏みにじられている

石在町、高塚町、若草町、高木西町から請願と陳情提出

西宮市内のあちら、こちらでマンション開発や大規模な宅地開発の計画が出てきています。どこでも、周辺住民のみなさんが住環境や景観を守ってほしい、自然環境を保全してほしい、との声をあげておられます。そうしたなか、ことしの6月議会では、石在町で計画されている高層マンション開発にたいする請願が議会で提出され、採択されました。9月議会では、4haにもなる大規模な宅地開発が計画されている高塚

町の開発に関しても、住民の声を尊重することを求めた請願が議会で提出され、採択されました。ほかにも、若草町でのマンション開発、高木西町でのマンション開発に関しての住民からの陳情が議会で提出されました。いずれの請願も陳情も、全会一致で採択されています。ところが、どこの開発でも、住民の意思を無視するかのようになり、開発が強引にすすめられようとしています。私は、請願と陳情が提出されているところの開発がどの段階にまで進んでいるかを質問しました。どれも、紛争間近にあり、強引に進んでいるという実態が、答弁によって明らかとなりました。

市長の「まちづくり基本条例」制定の公約とは何だったのか

開発はまともなルールがなければ、住環境を壊したり、自然を壊したり、景観を壊すなどの取り返しのつかないさまざまな問題を生じさせます。そして、開発問題が起きるたびに、周辺住民とのトラブルも生じさせています。その多くは、住み慣れた住環境を守ってほしい、緑豊かな自然環境を壊さないでほしいという周辺住民の素朴な願いが根本にあります。この要求は、決してわがままな要求ではありません。むしろ、住環境や自然を守る大儀ある要求です。

市長は選挙のとき「無秩序なマンション開発などから住環境を守るための『まちづくり基本条例』を制定します」との公約を掲げていました。そのことをふまえ、私は、市長が掲げた「まちづくり基本条例」とは、どのような問題を解決しようとしていたのかを問いました。この質問に対し市長は、条例については、文教住宅都市宣言にもあるような内容の精神に沿って、西宮らしい住環境を保全することを目的に条例制定の可能性を検討しているとしながら、結局は、「開発に関する住民との問題を直接的に解決しようというものではありません」と答弁しました。これは、「無秩序なマンション開発などから……」と言っていた公約を事実上反故にするような答弁です。

秩序あるまちづくりのためには、効果ある開発規制がどうしても必要です。

効果ある開発規制をつくるために

私は質問の最後に、効果ある開発規制をめざすための提案をしました。一つは、開発に関する情報をより早い段階で住民に提供する仕組みをつくること。二つ目は、他市でも実施している「まちづくり協定」のような新たな制度を創設すること。三つ目に、高塚山の大规模開発のように、かなり規模の大きな開発、あるいは、山を削るなどのような質的にも大きな影響を及ぼす開発については、住民の意思を反映させる仕組みとして、市が直接的に関与できるよう、市による土地取得を検討すること。この三つを提案し、市の見解を聞きました。土地取得については、検討する考えがないこと、「まちづくり協定」については、現行の法にもとづく「地区協定」との抱き合わせで実施できるようなものにするのを検討しているとのことでした。そして、情報の住民への提供については、「市と事業主が設計概要協議を開始する段階で、市民へ早期の情報提供に努めたいと考えており、市ホームページで事業主名、開発概要を公開することを、他市の状況も調査しながら検討している」との答弁がありました。これは、住民への情報提供を少しはやめる、との答弁です。

